

## 第28回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和7年8月5日（火）14：00～14：35

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、吉橋委員、青砥参与、小笠原参与

内閣府原子力政策担当室

井上統括官、恒藤審議官、井出参事官、中島参事官、新井主査

原子力規制庁

荒川安全管理調査官、加藤係長

4. 議 題

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可  
(周辺監視区域、敷地の境界等の変更)について（諮問）（原子力規制庁）
- (2) 令和6年における我が国のプルトニウム管理状況について
- (3) その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和7年第28回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、青砥参与、小笠原参与に御出席いただいております。

なお、小笠原参与はオンライン出席であります。

議題に入る前に、原子力委員会に関する朝日新聞の記事に事実誤認がありましたので、一言コメントいたします。

8月1日の朝日新聞朝刊に、鈴木達治郎さんのインタビュー記事が掲載されていますが、その記事において、再処理の効果について言及し、「経済性、安全リスク、核不拡散の面で不利だと、原子力委員会も結論付けています」とされておりました。

過去にこのような結論を出した報告書としては、鈴木達治郎さんが座長を務められた原子

力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会が、平成24年6月5日に取りまとめた報告書「核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果について」があり、その中に記載がございます。

報告書では、再処理と直接処分を比較していて、資源節約の面では再処理が有利な技術であり、経済性、核不拡散及び核セキュリティリスクの面では直接処分が有利な技術であると結論付けております。すなわち、朝日新聞の記事が、経済性、安全リスク、核不拡散の面で再処理が不利と原子力委員会が結論付けているというのは誤りで、正確には経済性、核セキュリティリスク、核不拡散の面で再処理が不利と結論付けていたということあります。

原子力委員会を名指しし、報告書の結論を事実誤認して記事にされていましたので、定例会議におきまして事実関係を述べさせていただきました。

それでは、本日の議題についてですが、一つ目が日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（周辺監視区域、敷地の境界等の変更）（諮問）について、二つ目が令和6年における我が国のプルトニウム管理状況について、三つ目がその他でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(中島参事官) それでは、議題に入りたいと思います。

一つ目の議題は、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可に係る諮問についてです。7月30日付けで原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。これは原子力規制委員会が、試験研究用等原子炉の設置変更許可を行うに当たり、原子炉等規制法第24条第2項の規定に基づき、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聞かなければならぬこととされていることによるものです。

本日は、原子力規制庁から説明を聴取し、委員会において議論を行った上で、次回以降、答申を行う予定です。

それでは、原子力規制庁安全管理調査官、荒川一郎様、同庁試験炉係長、加藤翔様から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

(荒川原子力規制庁調査官) 原子力規制庁の荒川でございます。

資料、第1-1号を御覧ください。

先ほども御説明がありましたけれども、改めて簡単に説明したいと思います。本件につきましては、今年2月に日本原子力研究開発機構、JAEAですが、こちらの方から原子炉等規制法に基づきまして設置変更申請がございました。審査の結果、炉規法第24条第1項、

許可基準規則ですが、この各号のいずれにも適合していると認められますので、炉規法の第24条第2項の規定に基づきまして、別紙のとおりということで、次のページにありますけれども、炉規法同条第1項第1号、平和利用の規定に関する適用について、原子力委員会の意見を求めるということでございます。

次のページ、裏面ですけれども御覧いただければと思います。

炉規法の24条第1項1号に規定する許可の基準適用については、以下のとおりということで書かせていただきました。本申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではないことではありますので、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるということで考えてございます。

また、違う資料を御覧いただきまして、資料1-2号を御覧いただければと思いますが、変更申請の概要について書いてございますが、これにつきましては参考資料第1号ということで、パワー・ポイントにまとめてございますので、こちらを御覧いただければと思います。

表紙を1枚めくっていただきまして、1ページ目でございますが、まず申請の概要でございます。原子力科学研究所、原科研ですけれども、この全体配置図を示してございます。図の右下に、ちょっと小さいですけれどもおにぎりのような形をしているのがJ-PARCでございますが、ここへのアクセス道路等を整備することに伴いまして、周辺監視区域及び敷地境界の変更、それと申請書に記載のある敷地面積の変更、更にモニタリングポストの移設、線量評価の見直しを行うという変更申請でございます。

次のページを御覧いただければと思います。

審査の結果でございますが、審査の経緯ですけれども、今年2月に申請がありまして、その後、審査会合を5月に開いてございます。そういう審査を踏まえまして、先月7月には補正申請がなされているということでございます。

その下、審査項目及び結果でございますが、以下の項目について審査を行ったとしてございまして、7条、22条、39条を示してございますが、まず7条につきましては、人の不法な侵入の防止ということでございまして、今回の変更後にあっても今までと同様に周辺監視区域の境界には柵を設置して、ゲートを設けて、入構管理を適切に行うということを確認してございます。

第22条ですが、廃棄施設ということでございますが、変更後も周辺公衆が受ける実効線量が線量の目標値である年間50マイクロシーベルトを下回ることを確認してございます。

それと第39条、監視設備でございますが、モニタリングポストを移設しますが、移設後

にあっても、今までと同様にモニタリングポストによって線量をちゃんと測定できること、また、モニタリングポストには非常用電源設備を設置する、こういったことを確認してございます。また、これら第7、22、39条のほかに、第13条であったり第24条についても、既許可の事項を変更する必要がないということを確認しておりますので、基準に適合しているということで判断してございます。

私から、説明は以上でございます。

(上坂委員長) 御説明、ありがとうございます。

それでは、今までの御説明について質疑を行います。

直井委員からよろしくお願ひいたします。

(直井委員) どうも荒川様、御説明ありがとうございました。

J-PARCのアクセス道路及びその通行門を整備するという変更で、原科研への入退域可能なゲートの数が増えます。朝夕の通勤ラッシュ時の渋滞緩和が可能となるというメリットがある一方では、核物質防護上は入退域のポイントが増えますので、それなりにしっかりとした核物質防護上の対応をする必要があると思います。

それで、PPPの観点で参考資料の中にございます第7条で、入構管理を適切に行うことの確認ということがなされたというふうに説明を頂きましたけれども、差し支えない範囲で、どのような確認をなされたのか、説明を頂けますでしょうか。

(荒川原子力規制庁調査官) 規制庁の荒川でございます。

まず、原子力科学研究所への最初のゲートになりますので、ここでは登録された人物なのかどうかというのを確認をするというのが、まずここでの大きな作業というか活動になってきますので、そういうことが引き続きほかの門とゲートと同じように行われるということを確認してございます。

一方で、核物質防護の観点での守り方というのは、原子力科学研究所では原子炉施設の立入制限区域を、施設の周辺に設置して管理をしていると。というのは、原科研の中には plutoniumを取り扱うような施設であるとか、プールは使わないとか、守るべきものが違うわけなんですね。守るべきものに対して必要な核物質防護上の対策を各施設ごとで対応しておりますので、変わってくるわけですが、今回の変更によって各施設ごとの守り方というのは変わることはありませんので、核物質防護上の影響というものはないということも確認してございます。

(直井委員) どうもありがとうございました。

それから、周辺公衆の実効線量の評価につきましては、既許可での評価結果に今回の変更は包絡しているということの確認を行ったという理解でよろしかったでしょうか。

(荒川原子力規制庁調査官) はい。規制庁の荒川でございますが、もう少し詳しく申し上げますと、安全基準としては50マイクロシーベルトであります。実際に周辺監視区域の境界が少しへっこみますので、その分、距離が短くなるということで、線量的には上がる方向になりますので、審査の中では、じゃどれくらい上がるんですかという評価結果も確認してございまして、11マイクロシーベルトという評価結果を確認してございます。

もう少し申し上げると、今回の変更申請で11マイクロシーベルトなんですけれども、これまでの申請書に書いてあった評価結果というのも11マイクロシーベルトだったんですね。これは小数点以下の四捨五入の関係で数字は変わらないんですけども、実際にはちょっとだけ上がっているというのが実態ですけれども、11マイクロシーベルトというのは変わらないということでございます。

(直井委員) どうもありがとうございます。

効いてくるのはどちらかというと直接線ですとか、スカイシャイン線、そっち側が効いてくるという理解ですね。

(荒川原子力規制庁調査官) はい、おっしゃるとおりです。

(直井委員) ありがとうございます。私からは以上です。

ありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、吉橋委員、よろしくお願ひします。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございます。

私も同じようなことをお聞きしようと思っておりましたが、周辺監視区域、境界が内側に入ったということで、モニタリングポストの位置を少し移動するということですね。頂いているこのパワーポイントの資料を見ますと、変更前で一番施設に近い側にもモニタリングポストがあったかと思いますので、位置としては適しているのかなとは思うんですけども、この位置が適しているとした評価など、基準があれば教えてください。

(荒川原子力規制庁調査官) 規制庁の荒川でございます。

基準というとなかなか難しいところではあるんですけども、まず気にしたのは、赤い四角というのが新しくモニタリングポストが移設させる位置でありますけれども、このモニタリングポストに近い施設というのが、ここにHENDELという施設があるんですけども、ここに余り近づき過ぎていてもちゃんとした測定はできないんじゃないかなということで、ど

れくらい離れているのかとか、更には原研の中で今動いている炉として大きなものは、JRR-3なんですけれども、それが見ることができるか。見ることができるというのは若干語弊がありますけれども、我々も現地調査に行ってきましたけれども、JRR-3のスタッフ、排気筒が見れるような位置、そこが開けているような場所を選定したということなので、そこら辺も審査でも確認しましたり、我々現地でも確認をしてきたと。そういったモニタリングポストの適切性というのを確認したということでございます。

(吉橋委員) 御説明、ありがとうございます。

私からは以上になります。

(上坂委員長) 次に、参与からも御質問や御意見を伺います。

青砥参与から御意見を頂ければと思います。

(青砥参与) 御説明、ありがとうございます。

私も参考資料について、1つ確認したいのですが。

2ページ目に審査の経緯が書かれており、申請が2月にあって、今回その申請が認められたという御説明だったのですが、審査項目を踏まえた上で、7月に補正申請が行われています。直接関係ないかもしれません、参考のためにこの補正の中心は何だったのかをお聞きしたい。

(荒川原子力規制庁調査官) 規制庁の荒川でございます。

補正申請の内容なんですが、何が変わったかと申し上げますと、設置変更申請の中には、この工事を行う工事計画というのを本文記載事項として求めてございます。当初の申請ですと、令和7年度の第一四半期に工事に着手するというふうに書いてあったんですけども、その後、中身を確認していく中で設置変更を行うだけでは済まなくて、後段規制というの、設工認という手続が必要であるということが判明してきました。

その結果、実際に工事に着手できるタイミングというのが後ろにずれて、令和7年度の第四四半期であったと思いますが、そういう変更が発生しましたので、JAEAの方から補正申請が出てきているということでございます。

(青砥参与) ありがとうございました。

私からは以上です。

(上坂委員長) それでは、小笠原参与からも御意見を頂ければと思います。小笠原参与、聞こえますか。

(小笠原参与) どうもありがとうございます。オンラインで失礼いたします。

御説明、どうもありがとうございました。

冒頭の規制庁の方からの御説明にあったとおり、今回の諮問は、原子炉等規制法の第24条第1項の規定に従って、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと、について意見を求められているものと理解いたします。その観点からしますと、本日の御説明を伺う限り、この原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれを、今回の変更案は全く増大させるものではない、そういう性格のものではないと思われますので、原子力規制庁におかれてこれを許可されることは、ごく妥当なものではないかというふうに考えます。

どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べさせていただきます。

1点目は、直井委員からも御指摘がありましたが、出勤帰宅時のサイト内の車の渋滞。これは緩和されることは間違いない。あと緊急時や訓練時の車と人の流れがスムーズになるとということで、それらに貢献すると思います。緊急時、また訓練時の対応の面でも適切な変更だと思います。

また、新しいものと、それから変更前のモニタリングポストの近くに、冒頭御説明があつたようにJ-PARCがございます。ここでは2013年5月23日に放射性物質の漏えい事故が起きて、サイト内の近傍のモニタリングポストがその漏えいを感知しております。今回この変更になった、変更前のモニタリングポストはそれに当たるのでしょうか。

(荒川原子力規制庁調査官) 規制庁の荒川でございます。

今回変更になる移設が行われるモニタリングポストですけれども、このJ-PARC、委員長の指摘のあったJ-PARCでの事故のとき、ここでモニタリングポストは検出してございません。

(上坂委員長) 分かりました。

いずれにしてもモニタリングポストは、直井委員が御指摘のように非常にセキュリティ的にも重要なものだと。

(荒川原子力規制庁調査官) すみません。委員長からの御質問は移設があったモニタリングポストはどうだったんですかという話だったんですけれども、もう少し補足をさせていただくと、原子力科学研究所、原科研の設置しているモニタリングポストでは検出はされなかつたんですけども、この図面でいう南下の方に、隣接する核燃料サイクル工学研究所、略称で核サ研があるんですけども、そっちのポストはたたいていて、検出されているということでございます。すみません。補足だけです。

(上坂委員長) 風向きによる違いもあると思いますしね。そういう意味ではこの新しいモニタリングポストが、旧の近傍にちゃんと設置されるということは非常に安全管理のために重要なと思います。

それでは、本日の御説明いただきました内容につきまして、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことを、精査の上、後日原子力委員会として答申したいと思います。

議題1は以上でございます。

それでは、説明者におかれましては御退席をお願いします。どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

(荒川原子力規制庁調査官) ありがとうございました。

(原子力規制庁 退室)

(上坂委員長) 次に、議題(2)について事務局から説明をお願いいたします。

(中島参事官) 二つ目の議題は、令和6年における我が国のプルトニウム管理状況についてです。

我が国は、IAEA「プルトニウム国際管理指針」によって、国内及び海外において使用及び保管している未照射分離プルトニウムの管理状況を毎年公表するとともに、IAEAに対して報告を行っております。本日はその内容について説明いたします。

本件は、原子力利用に関する基本的考え方の3-4「国際協力の下で原子力の平和利用及び核不拡散・核セキュリティの確保等を進める」に、主に関連するものです。

それでは、新井主査から説明をお願いします。

(新井主査) 事務局から、資料に基づき説明させていただきます。

資料第2号を御覧ください。

令和6年における我が国のプルトニウム管理状況でございます。こちら、1ポツで趣旨、2ポツで概要を記載してございます。

まず、最初の1ポツの趣旨の部分ですが、皆様御存じのとおり、我が国は平和の目的に限って原子力の利用、研究、開発を行っております。国内全ての核物質・原子力活動につきましては、IAEAの保障措置の厳格な適用を受けた上で、平和利用の担保を行っているということになっております。

その上で、特にプルトニウムに関しては、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持しているところでございまして、原子力委員会においても平成30年にプルト

ニウム保有量を減少させる方針として、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を公表し、電気事業者などに対してプルトニウム利用計画の毎年度の公表を求めるといったことをしてございます。

こういった背景を踏まえまして、プルトニウム利用の透明性の向上を図るという観点から、IAEAのプルトニウム国際管理指針にのっとり、国内外においてその使用及び保管している未照射分離プルトニウム、これを分離プルトニウムといいますけれども、この管理状況を毎年公表するとともに、IAEAに対しても提出を行っております。

また、我が国としてはIAEAのプルトニウム国際管理指針以上に、使用、保管状況などを日本として公表しております、透明性の拡大を図っているところでございます。

その下、2ポツ部分が今回の概要となってございまして、具体的な管理状況を示しております。令和6年末時点ですが、国内外において管理されている分離プルトニウムの総量は、約44.4トンとなります。そのうち国内保管分は約8.6トン、海外保管分は約35.8トンとなります。

2ページ目を御覧ください。

令和6年は、国内で保管されている分離プルトニウムの消費がなく、新たな分離プルトニウムの回収もなかったため、令和6年末の国内保管分は、令和5年末と同じく約8.6トンとなりました。また、海外で保管されている分離プルトニウムをMox燃料に加工して国内に搬入することや、新たな分離プルトニウムの回収もなかったため、令和6年末の海外保管分は、令和5年末と同じく約35.8トンとなりました。

令和6年は、分離プルトニウムの消費はなかったですが、核的損耗、簡単に言いますと核分裂する能力の高いプルトニウムが核変化によって自然に減少したことなどによりまして、約0.05トン自然に減少しており、令和6年末の総量としましては約44.4トンとなりました。

その下、(2)公表データの箇所ですけれども、保管中の分離プルトニウムは何かということでございますけれども、真ん中辺りに1、2、3とございまして、再処理施設にある使用済燃料から分離したMox燃料、②の燃料加工施設にありますMox燃料集合体に加工されたもの、そして最後、原子炉内にあります照射される前の未照射分離プルトニウムというものが対象となっているということでございます。

3ページ目を御覧ください。

これらプルトニウムの数値でございますが、IAEAの保障措置にも係っているところで

ございまして、米印のところにありますとおり、日本における令和6年のIAEA保障措置結論ということで、本年6月に開催されておりますIAEA理事会におきまして、保障措置活動に基づき、我が国の状況については、全ての核物質が平和活動下にあると評価されております。

以降のページにつきましては、それぞれ数値の詳細であるとか、内訳を記載しているところでございます。

ページを飛びまして、10ページ目を御覧ください。

こちらはプルトニウム管理状況について、IAEAに対して毎年提出しているものでございまして、10ページ目の形でIAEAに対して提出させていただくということになっております。上の四角部分が未照射の分離プルトニウムでございまして、下の四角部分が使用済燃料に含まれるプルトニウムでございます。

その前の4ページ目から9ページ目についてですが、こちらはIAEAに提出するものはございませんけれども、日本としてより透明性を高める観点で独自に公表しているということになります。

簡単ではございますが、以上となります。よろしくお願ひします。

(上坂委員長) 説明ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して質疑を行います。

直井委員からよろしくお願ひします。

(直井委員) どうも御説明ありがとうございます。

令和6年の我が国のプルトニウム管理状況につきましては、保管されている分離プルトニウムの消費もなく、また、新たな分離プルトニウムの回収もなかったということで、核的な損耗による僅かな減少のみとのことで、特にコメント等はございませんが、プルトニウム管理の国際指針に基づきますIAEAの報告、これについて行うということで今回こういう取りまとめをしているというふうに理解しております。この管理指針は、プルトニウムの民生利用を行っている9か国でスタートしたものの、参考資料の5になるんですけれども、この中ではアメリカと中国がIAEAの報告を行っていません。これは非常に残念なことなんですが、これに対して、日本から米中に対して何か働きかけは行っているんでしょうか。御存じでしたら、教えていただければと思います。

(新井主査) 日本として何か働きかけということではございませんけれども、外務省を通じて、各国においても、特に米国ですけれども数字については、集計の作業を行っているという話

は内々には聞いております。

(直井委員) 分かりました。中国はたしかその前の年も報告していなかったと思うんで、何らかの働きかけをしていただいた方がいいのではないかというふうに思いました。

ありがとうございます。私からは以上でございます。

(上坂委員長) では、吉橋委員、お願ひいたします。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございます。

この管理状況につきましては、特にコメントはありませんけれども、1点、数値のところを確認させてください。細かい数字のところですけれども、別紙の三つ目の表のところの原子炉施設等のところです。原子炉施設に保管されている新燃料製品等の合計のところが少し異なるのかなと思うんですけれども、これは注意書にも書いてあるような四捨五入の関係により合計の最後の桁が違うというような認識でよろしいでしょうか。

(新井主査) ありがとうございます。

御指摘のとおり、こちら原子炉施設等の欄に書かせていただいている高速炉411、実用発電炉418、研究開発施設等113、こちら単純に足し上げると942になると思うんですけれども、四捨五入の関係で数字がずれておりまして、こちら合計値としては941というのが正しい数字となっております。よろしくお願いします。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございます。

私からは以上になります。

(上坂委員長) それでは、参与からも御質問や御意見を伺います。

青砥参与から御意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

(青砥参与) 御説明ありがとうございました。

内容に関しては、御説明にありましたように我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方のとつって、かつこの委員会でこれまで聴取した、関係する電気事業者や、機関からの報告、それらと矛盾しないうえかなり子細に把握されていることは、この資料から理解できます。ですので、私の方からのコメントは特にございません。

ありがとうございます。

(上坂委員長) 小笠原参与から御意見を伺えればと思います。

聞こえますでしょうか。

(小笠原参与) 御説明どうもありがとうございました。

このプルトニウムの管理状況を公表されて、それを更にIAEAに提出されるということ

は、核不拡散上の国際的な懸念を払しょくするために意義のある作業だと思います。そういう緻密な作業をなさったことに、まず敬意を表したいと思います。

その上で、先ほどの直井委員のご発言に全く私も同感なんですが、参考5を見ますと、アメリカと中国がプルトニウム国際管理指針に基づいて提出すべき同様の情報を提出していない状況に懸念を表したいと思います。

プルトニウム自体はNPTで禁止されているものではありません。今回、これを行っていらっしゃる国際的な根拠というのは、このIAEAのプルトニウム国際管理指針に基づいて行われているわけですが、このプルトニウム国際管理指針の経緯等を見ても、別段核保有国・非核保有国との間で差別を設けているわけではないように理解します。NPTそのものは、核保有国に特別な地位を与えるという不平等条約なわけですけれども、今回のこの作業の基になっているプルトニウム国際管理指針というものには、そういった差別的な扱いは行われていないものと理解します。

したがって、米国、中国に対しても同様に、情報を提供していただくということ、特に中国の核戦力、非常な勢いで増大しているということに関しては内外で大きな懸念を呼んでおりますので、平和利用の分野とはいえ、そういったものをきちんと透明性を確保していただくということは非常に重要だと思います。これはむしろ外務省にお願いした方がいいことなのかもしれませんけれども、その点については政府としてもしっかり対応していくことが重要なのはなかと思います。

どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べます。

まず、確認ですけれども、1ページ目の趣旨にありますように、日本は利用目的のないプルトニウムは持たないという原則を堅持するとともに、原子力委員会が平成30年7月に公表した我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方において、プルトニウム保有量を減少させる方針などを明示しております。

そして、直井委員からも御指摘がありました、今回令和6年は分離プルトニウムの消費はなかったわけですが、核的損耗などによって約0.05トン減少しており、総量として令和5年末は約44.5トンでしたが、令和6年末には約44.4トンになっているということです。

この減少の度合いなのですけれども、現在、電気事業者におかれましてはMOX燃料の利用を着実に進めるために、引き続きMOX燃料を利用する予定の原発の再稼働の準備をする

とともに、地元の理解を得る活動を実施しています。また、日本原燃においては再処理工場を2026年度中に竣工することに全力を挙げている状況であります。今年2月に電気事業者などのプルトニウム利用計画の説明を受けた際にもコメントしました。こうした状況を踏まえますと、核燃料サイクルをめぐる利用や操業は、まだ過渡的な状態にあり、年度によつては多少の凹凸があるのは致し方ないと思います。重要なことは中長期的には減少する見通しが示されていることと考えております。その点、電気事業者などの計画からも確認できているところでございます。

原子力委員会が決定した我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方に基づき、原子力事業者が各種取組を着実に実施するように、引き続き求めていきたいと存じます。

私からは以上でございます。

それでは、御説明ありがとうございます。

今後、本管理状況のうち、参考4につきましては、外務省を通じてIAEAに提出される予定でございます。

以上で、議題2は終了でございます。

次に、議題3について、事務局から説明をお願いいたします。

(中島参事官) それでは、議題3、今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会議につきましては、令和7年8月19日火曜日、14時となります。場所につきましては、中央合同庁舎8号館6階623会議室です。議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせをいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

では、御発言ないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

一了一